令和元年９月　変更

入札参加者 各位

福岡県県土整備部

**平成２９年７月九州北部豪雨災害に伴う専任を要する**

**主任技術者等の雇用条件における特例措置について**

このことについて、下記のとおり、特例措置を行いますのでお知らせします。なお、今回の特例措置の対象は、福岡県朝倉県土整備事務所の発注案件が対象となります。福岡県田川県土整備事務所については特例措置の対象外をなりましたのでご留意ください。

今般、請負金額４，０００万円以上の工事の主任技術者及び監理技術者（「以下より専任を要する主任技術者等」という。）になるために必要な雇用条件を以下のとおり緩和するものであります。

現　行：入札日以前に３ヶ月以上の雇用関係があること。

緩和後：開札日の前日までに雇用関係があること。

※　今回の特例措置は雇用条件のみ緩和するものであって、その他主任技術者等に必要な条件（資格等）が緩和されるものではありません。

※　適用日は、平成３０年２月２６日（以降に入札通知、公告を行うもの。）であります。